

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積が市域の環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、土地の埋立て等の行為について適切な規制を行うことにより、もって市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 砕石 <u>土砂等のうち、天然の岩石を破碎し資材として利用するために分級したものをいう。</u></p> <p>(3) 採取土砂 <u>採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）又はその他の法令及び条例に基づき許可又は認可がなされた採取場から採取された土砂又は砕石をいう。</u></p> <p>(4) 改良土 <u>土砂等（汚泥を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し化学的安定処理を行い、土質改良したものを</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積が市域の環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、土地の埋立て等の行為について適切な規制を行うことにより<u>災害等の発生を未然に防止し</u>、もって市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 採取土砂 <u>採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）又はその他の法令及び条例に基づき許可又は認可がなされた採取場から採取された土砂をいう。</u></p> <p>(3) 改良土 <u>土砂等（汚泥を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し化学的安定処理を行い、土質改良したものをいう。</u></p> |

いう。

(5) 再生材 次のいずれかに該当するものをいう。

ア コンクリート再生砕石 建築物などを解体する際に発生  
するセメントやコンクリート等を破碎し分級したもの

イ 鉄鋼スラグ 鉄鋼製造工程において溶融の過程を経て製  
造される副産物を破碎し分級したもの

(6) ～ (13) 略

(市の責務)

第3条 市は、茨城県、市の行政区その他関係機関と連携して、  
市の区域内における事業の状況を把握するとともに、市民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

(土地所有者等の同意)

第9条 略

2 略

3 事業を施行しようとする事業主等は、規則で定める事業区域の周辺関係者並びに事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者から前項の同意を得る際、第32条及び第33条について説明をしなければならない。

(事業の許可)

第11条 事業主等は、事業を行おうとする場合において、その

(4) ～ (11) 略

(市の責務)

第3条 市は、茨城県、市の行政区その他関係機関と連携して、  
市の区域内における事業の状況を把握するとともに、土地の埋  
立て等による災害等の発生防止及び市民の安全と良好な生活環  
境の確保を図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を  
推進するものとする。

(土地所有者等の同意)

第9条 略

2 略

3 事業を施行しようとする事業主等は、規則で定める事業区域の周辺関係者並びに事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者から前項の同意を得る際、条例第32条及び第33条につ  
いて説明をしなければならない。

(事業の許可)

第11条 事業主等は、事業を行おうとする場合において、その

事業区域の面積が3, 0 0 0平方メートル以下となるときは、事前にその内容を明らかにし、市長の許可を受けなければならない。ただし、碎石又は再生材を用いる事業においては3, 0 0 0平方メートルを超える場合についても市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、前項の許可を受けることを要しない。ただし、第4号から第6号については、事業を行う前に第13条第1項第1号に掲げる基準に則った土砂等であることの確認を要するものとする。

(1) ・ (2) 略

(3) 建築基礎の材料として、碎石又は再生材を使用するもの

(4) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業であって、規則で定めるもの

(5) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を行おうとする者が、改良土を除いた土砂等により、建築確認を受けて

事業区域の面積が5, 0 0 0平方メートル未満となるときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、前項の許可を受けることを要しない。

(1) ・ (2) 略

(3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業であって、規則で定めるもの

(4) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を行おうとする者が、改良土を除いた土砂等により、建築確認を受けて行う1, 0 0 0平方メートル未満の土地における事業。ただし、1, 0 0 0平方メートル未満の土地における事業であっても、当該事業区域に隣接する土地において、当該事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業と合算した面積が1, 0 0 0平方メートル以上となるものは除く。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業

行う事業（農業委員会の承認を受けて行う農業用建築物であって、建築確認を受けないで行う事業を含む。）。ただし、隣接する土地において当該事業を行う日以前1年以内に事業が行われ、又は現に事業を行っている場合については除く。

（6）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業

（許可の基準）

第13条 略

（1）略

ア 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土又は砂利採取法第16条の認可を受けた土砂であること。ただし、碎石又は再生材を使用する事業においては、採石法第33条の認可を受けたもの又は再生材のうち規則で定める安全基準を満たすものであること。

イ 略

ウ 茨城県内又は稲敷市に隣接する千葉県の市町内で発生したものであり、土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

エ 略

（許可の基準）

第13条 略

（1）略

ア 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土又は採取土砂であること。

イ 略

ウ 茨城県内で発生したものであり、土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

エ 略

(2) 略

(3) 堆積又は一時堆積事業に使用される土砂等の構造は、当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による生活環境の保全のため、規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 事業に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。

(5) 略

(6) 略

ア 第26条の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者。法人の場合においては、許可を取り消された時に在籍していた役員であって、その取り消しの日から5年を経過しない者をいう。

イ 第25条第1項の規定による命令に係る行為の停止期間を経過しない又は第25条第2項及び第27条の規定による命令に違反している者。法人の場合においては、規定の違反に対する処分がなされた時の役員及びそれ以降役員に就任したものをいう。

ウ 当該事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者又は市の区域の内外にかかわらず、土地の埋立て等に関する法令又は都道府県若しくは市町村の条例等による命令、許可の取消し等

(2) 略

(3) 当該許可に係る事業に使用される土砂等の構造は、当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止（以下「土砂等の災害の防止」という。）するため、規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 一時堆積以外の事業にあつては、事業に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。

(5) 略

(6) 略

ア 第26条の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者

イ 第25条第1項の規定による命令に係る行為の停止期間を経過しない又は第25条第2項及び第27条の規定による命令に違反している者

ウ 当該事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

を受け、その後3月を経過しても、その改善に必要な措置等を完了しなかった者

エ〜キ 略

(7) 略

2 略

(許可の条件)

第14条 事業主等は、事業を施行するに当たっては、事業区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせるため、施工管理者を置かなければならない。

2・3 略

(地質検査の報告)

第19条 第11条第1項の許可を受けた事業主等は、規則に定めるところにより、搬入元においては搬入前の土壌について地質検査を行い、事業地においては定期的に当該許可に係る事業区域ごとの土壌について地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 略

(事業の廃止の届出等)

第21条 第11条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該事業の廃止又は中止後の当該事業に使用された土砂等が生活環境の

エ〜キ 略

(7) 略

2 略

(許可の条件)

第14条 事業主等は、事業を施行するに当たっては、事業区域の周辺地域の生活環境の保全及び土砂等の災害の防止のために必要な施工上の管理をさせるため、施工管理者を置かなければならない。

2・3 略

(地質検査の報告)

第19条 第11条第1項の許可を受けた事業主等は、規則に定めるところにより、定期的に当該許可に係る事業区域ごとにその土壌について地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 略

(事業の廃止の届出等)

第21条 第11条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該事業の廃止又は中止後の当該事業に使用された土砂等の災害の防止

保全上の支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

## 2・3 略

4 市長は、第2項の規定による事業の廃止又は中止の届出があったときは、速やかに、第1項の措置が講ぜられているかの確認を行い、その結果を当該届け出た事業主等に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等が生活環境の保全に必要な措置が講ぜられていないことの通知を受けた事業主等は、速やかに、第2項の規定による廃止又は中止の届出に係る事業に使用された土砂等に対し、生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(事業完了の届出等)

## 第22条 略

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事業区域が第13条の許可基準及び第14条の許可条件に適合しているか確認を行い、その結果を当該届け出た事業主等に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等が生活環境の保全に必要な措置が講ぜられていないことの通知を受けた事業主等は、速やかに、第1項の規定による届出に係る事業について、土砂等に対し、生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

に必要な措置を講じなければならない。

## 2・3 略

4 市長は、第2項の規定による事業の廃止又は中止の届出があったときは、速やかに、第1項の措置が講ぜられているかの確認を行い、その結果を当該届出をした事業主等に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の災害の防止に必要な措置が講ぜられていないことの通知を受けた事業主等は、第2項の規定による廃止又は中止の届出に係る事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければならない。

(事業完了の届出等)

## 第22条 略

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事業区域が第13条の許可基準及び第14条の許可条件に適合しているか確認を行い、その結果を当該届出をした事業主等に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の災害の防止に必要な措置が講ぜられていないことの通知を受けた事業主等は、第1項の規定による届出に係る事業について、土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければならない。

(措置命令等)

第25条 市長は、事業に使用された土砂等について生活環境の保全のために緊急の必要があると認めるときは、第11条第1項の許可を受けた事業主等に対し、当該事業を停止し、又は期限を定めて当該事業に使用された土砂等について生活環境の保全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、第11条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けずに事業を行い、若しくは第14条第2項の規定に違反して事業を行い、又は第13条第1項各号の基準に適合しない事業を行った事業主等に対し、当該事業の中止、期限を定めて当該事業に使用された土砂等の全部若しくは一部の撤去、又は生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう命じることができる。

(許可の取消し等)

第26条 略

2 前項の規定により許可を取り消された事業主等（当該取消しに係る事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた事業主等を除く。）は、取消しに係る事業に使用された土砂等に対し、生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(廃止等に伴う義務違反に対する措置命令)

第27条 市長は、第21条第5項、第22条第3項又は前条第

(措置命令等)

第25条 市長は、事業に使用された土砂等の災害の防止に緊急の必要があると認めるときは、第11条第1項の許可を受けた事業主等に対し、当該事業を停止し、又は期限を定めて当該事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、第11条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けずに事業を行い、若しくは第14条第2項の規定に違反して事業を行い、又は第13条第1項各号の基準に適合しない事業を行った事業主等に対し、当該事業の中止、期限を定めて当該事業に使用された土砂等の全部若しくは一部の撤去、又は土砂等の災害の防止に必要な措置を講ずるよう命じることができる。

(許可の取消し等)

第26条 略

2 前項の規定により許可を取り消された事業主等（当該取消しに係る事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた事業主等を除く。）は、取消しに係る事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければならない。

(廃止等に伴う義務違反に対する措置命令)

第27条 市長は、第21条第5項、第22条第3項又は前条第



2 項の規定に違反した事業主等に対し、期限を定めてその事業に使用された土砂等に対し、生活環境の保全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

## 第29条 略

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、地権者に対し事業の施工状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(協力要請)

第31条 市長は、生活環境の保全のために必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主等、当該事業に用いる土砂等を発生させる者、当該事業区域の土地所有者等その他事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(土地所有者の義務)

第32条 第9条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業による土砂等の土壌の汚染防止のため、当該事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該事業の施行状況を把握しなければならない。

2 第9条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業により当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による土壌の汚染が発生し、又はこれらのおそれがあることを知った

2 項の規定に違反した事業主等に対し、期限を定めてその事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

## 第29条 略

(協力要請)

第31条 市長は、生活環境の保全又は土砂等の災害の防止のために必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主等、当該事業に用いる土砂等を発生させる者、当該事業区域の土地所有者等その他事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(土地所有者の義務)

第32条 第9条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業による土砂等の災害の発生の防止又は土壌の汚染防止のため、当該事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該事業の施行状況を把握しなければならない。

2 第9条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業により当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、若しくは土壌の汚染が発生し、又はこれらのお

ときは、直ちに当該事業を行う者に対し当該事業を停止し、必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その旨を市長その他関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者に対する勧告)

### 第33条 略

2 市長は、第11条第1項の許可に係る事業に使用された土砂等に対し生活環境の保全のために緊急の必要があると認めるときは、第9条の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(罰則)

### 第35条 略

2 略

(1)～(3) 略

(4) 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 略

それがあることを知ったときは、直ちに当該事業を行う者に対し当該事業を停止し、必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その旨を市長その他関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者に対する勧告)

### 第33条 略

2 市長は、第11条第1項の許可に係る事業に使用された土砂等の災害の防止をするため緊急の必要があると認めるときは、第9条の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止をするため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(罰則)

### 第35条 略

2 略

(1)～(3) 略

(4) 第29条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 略